

奈良県告示第四百八十二号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号。以下「防止法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成十九年六月奈良県告示第百十五号（窒素含有量に係る総量規制基準）は、廃止する。ただし、平成二十四年五月一日以後に特定施設の設置又は構造の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る  $C_n$ 、 $C_{ni}$  及び  $C_{no}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成二十六年三月三十一日までの間は、なお従前のおりとする。

平成二十四年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第三号ニに掲げる区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
<p>一 平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$

二	<p>平成十四年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第五条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場</p>	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$
---	--	--

備考

この表に掲げる式において、 $L_n$ 、 $C_n$ 、 $Q_n$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_{no}$ 、 $Q_{ni}$  及び  $Q_{no}$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第一については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第二については、令別表第二第三号ニに掲げる区域内に設置される指定地域内事業場であって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

$L_n$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

$C_n$  別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の1に掲げる窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

$Q_n$  特定排水の量（単位 一日につき立方メートル）

$C_{ni}$  別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の2に掲げる窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

C<sub>no</sub>と同じ値（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q<sub>ni</sub> 平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特

定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、

特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）

Q<sub>no</sub> 特定排出水の量（Q<sub>ni</sub>を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

四 施行期日

平成二十四年五月一日から施行する。

別表第一

七	六	五	四	三	二	業種その他の区分		窒素含有量 （単位 一 リットルに つきミリグ ラム）	備 考
						1	2		
畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	乳製品製造業	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	非金属鉱業	天然ガス鉱業	畜産農業				
三〇	一五	二五	一〇	六〇		1			
一〇	一〇	一〇	一〇	六〇		2			







四八	単体飼料製造業	二〇	一〇	
四九	有機質肥料製造業			
五〇	たばこ製造業			
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			
五五	繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	一五	一〇	
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	一五	一〇	
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	一〇	一〇	
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	綿織物捺染工程にあつては、第三欄の1の値は、六〇とする。

六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	）
繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	
二〇	一五		二〇	三〇	二五	二〇	
一〇	一〇		一〇	一〇	一〇	一〇	



	<p>るもの</p>			
六七	<p>繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの</p>			
六八	<p>繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）</p>			
六九	<p>一般製材業又は木材チップ製造業</p>			
七一	<p>合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業</p>	一〇	一〇	
七五	<p>木材薬品処理業</p>	二〇	一〇	
七六	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの</p>	一〇	一〇	
七七	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの</p>			
七八	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサ ーモメカニカルパルプ製造工</p>			

	<p>程に係るもの</p>
<p>七九</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>
<p>八〇</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>
<p>八一</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>
<p>八二</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>

八三	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>
八四	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの</p>
八五	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの</p>
八六	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの</p>
八七	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又</p>



一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三		一〇二	一〇一	一〇〇
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	複合肥料製造業		窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）
四〇	一五		一〇	一五		一五		二〇
三〇	一〇		一〇	一〇		一〇		一〇
第三欄の値は、黄鉛顔料製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄					<p>一 アンモニア製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。</p> <p>二 アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二〇〇とする。</p> <p>三 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇〇、七〇〇とする。</p>			

	<p>一〇八 無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）</p>			<p>の順序に従い、五〇、四〇とする。</p>
	<p>一〇九 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの</p>	<p>一五</p>	<p>一〇</p>	<p>窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。</p>
	<p>一一〇 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの</p>	<p>一五</p>	<p>一〇</p>	<p>窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。</p>
	<p>一一一 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの</p>			

一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一一五	脂肪族系中間物製造業
一五		一五		一五		一五	
一〇		一〇		一〇		一〇	
一〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一五とする。	一〇		一〇	一 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、二〇とする。	一〇	二 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、三〇〇とする。

一一六	メタン誘導品製造業	一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一一〇	プラスチック製造業	一一二	合成ゴム製造業	一一三	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）
一五		一五		一〇	一五	一五		一五	
一〇		一〇		一〇	一〇	一〇		一〇	
		窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の1の値は、二〇とする。		窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。		二 イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、	



	一二八	一二七	一二六	一二五	一二四	一二三	
	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	石けん・合成洗剤製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	合成繊維製造業	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	
		一五	一〇	一〇	一五	一〇	
		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
				窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。			第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。 三 メラミン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八五〇、八五〇とする。

一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一三二		一三一	一三〇	一二九
化粧品・歯磨・その他の化粧調整品製造業	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業		医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業
						一五	一〇	一五		一五		
						一〇	一〇	一〇		一〇		
										医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二〇とする。		





一七六	一七五	一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	
高炉によらない製鉄業（前項	フェロアロイ製造業	高炉による製鉄業	うわ葉製造業	鉱物・土石粉碎等処理業	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ものを除く。）
一〇	一五	一〇								
一〇	一〇	一〇								
		一 コークス製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇〇、三二〇とする。 二 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。								

一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	
磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形鋼製造業	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	に掲げるものを除く。）
一〇	一〇	一五		一〇		一五	
一〇	一〇	一〇		一〇		一〇	
ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序の値は、それぞれ同欄の順序	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	

	一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	
	銑鉄鋳物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	鋳鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	めっき鉄鋼線製造業	めっき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	
		一〇	一五	一〇	一〇		一五		一〇		一五	
		一〇	一〇	一〇	一〇		一〇		一〇		一〇	
					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、四〇とする。	

一九六	鑄鉄管製造業				
一九七	可鍛鑄鉄製造業				
一九八	鉄粉製造業				
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	
二〇〇	非鉄金属製造業	一五	一〇		
二〇一	電気めつき業	三〇	一〇	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。	
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	一 溶融めつき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二五とする。 二 アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第	



二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三	
下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	電子回路製造業	一般機械器具製造業	
二五	一〇	一〇	一五	一五		二〇	
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	
標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中		時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第三欄の1の値は、三〇とする。	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、二〇とする。		半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。		三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、三五とする。

二二九	二二八	二二六	二二五	二二四	二二三	二二二	二二一	二二〇	
自動車整備業	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。）	空瓶卸売業	
一五	二〇	一五	一〇	二五	三〇	二五	一五	二〇	
一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一五	一〇	一〇	
									の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五、一五とする。

二二〇	病院	二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。）	二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇人以上五〇〇人以下のものに限る。）	二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）
三〇	一五	四〇	三〇	六〇	三〇	六〇	三〇
		第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理することであっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一〇とする。		第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理することであっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。		嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理	



別表第二

					いもの
7 以上のいずれにも属さないもの	6 指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿（二二一の項及び二二二の項に掲げるものを除く。）	5 自動式車両洗浄施設を使用する工程に係るもの	4 水道業（二〇九の項に掲げるものを除く。）	3 その他の製造業（日本標準産業分類三二に属するもの）	製造業（一五六の項から一七〇の項までに掲げるものを除く。）
一五	六〇		二〇		
一〇	三〇		一〇		

一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	業種その他の区分	
水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	魚肉ハム・ソーセイジ製造業	寒天製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	乳製品製造業	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	非金属鉱業	天然ガス鉱業	畜産農業		
四五	二〇		三〇	二〇	三〇	一五	六〇		1	窒素含有量 （単位 一 リットルに つきミリグ ラム）	
一〇	一〇		一〇	一〇	一〇	一五	六〇		2		
備考											



三七	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四
豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	ふくらし粉・イースト・その 他の酵母剤製造業	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油脂製造業	パン・菓子製造業（二五の項 から前項までに掲げるものを 除く。）	米菓製造業	ビスケット類・干菓子製造業	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業
三〇												
一〇												





五五	<p>繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの</p>	五七	<p>繊維工業で麻製織工程に係るもの</p>	五八	<p>繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの</p>	五九	<p>繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）</p>	六〇	<p>繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>	六一	<p>繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯</p>
二五	一〇	二〇	一〇			二〇	一〇	二〇	一〇	二五	一〇
						<p>綿織物捺染工程にあつては、第三欄の1の値は、六〇とする。</p>					



							造業
	七九	七八	七七	七六	七五	七一	
	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサームメカニカルパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの</p>	<p>木材薬品処理業</p>	<p>合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業</p>	

八〇	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラインドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラインドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>
八一	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>
八二	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>
八三	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>
八四	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料と</p>

	<p>し脱インキ又は漂白を行うパ ルプ製造工程（前工程の離解 工程を含む。）に係るもの</p>
<p>八五</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で木材又は古紙 以外のものを原料とするパル プ製造工程に係るもの</p>
<p>八六</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でグラントパル プ、リファイナーグラントパ ルプ又はサーモメカニカルパ ルプを主原料とする洋紙製造 工程（前工程のグラントパル プ、リファイナーグラントパ ルプ又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程を有するものに 限る。）に係るもの</p>
<p>八七</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で洋紙製造工程 に係るもの（前項に掲げるも のを除く。）</p>
<p>八八</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で板紙製造工程 に係るもの</p>
<p>八九</p>	<p>機械すき和紙製造業</p>

一〇二	一〇一	一〇〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による繊維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業
一五										
一〇										
一	アンモニア製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。									

	一〇三	複合肥料製造業				
	一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）				
	一〇五	ソーダ工業				
	一〇六	電炉工業				
	一〇七	無機顔料製造業				
	一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）				
	二〇		一五			
	一〇		一〇			
素又はその化合物を含有する					二 アンモニア誘導品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二〇〇とする。	
ジルコニウム製造工程及び窒					三 尿素製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇〇、一〇〇〇とする。	
工程、酸化銀製造工程、酸化						
バナジウム化合物製造工程（						
塩析工程を有するものに限る。						
）、酸化コバルト製造工程、						
モリブデン化合物製造工程（						
塩析工程を有するものに限る。						
）、イットリウム酸化物製造						
工程、酸化銀製造工程、酸化						
ジルコニウム製造工程及び窒						
素又はその化合物を含有する						



一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環	一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	
一五		一五		一五		一五		一五		
一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		
	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。				窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇とする。		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。		原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。

一一九	一一八	一一七	一一六		一二五	一二四	
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	コールタール製品製造業	発酵工業	メタン誘導品製造業		脂肪族系中間物製造業	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの
一五	○ 八〇		一五		一五	一五	
一〇	○ 八〇		一〇		一〇	一〇	
窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄				の順序に従い、二〇、一五とする。	一 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。		
				二 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇〇、五〇〇とする。			

	一二〇	プラスチック製造業	
	一二一	合成ゴム製造業	
一二二 有機化学工業製品製造業（一 〇九の項から前項までに掲げ るものを除く。）	一五		
	一〇		
一 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。 二 イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。 三 メラミン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八五〇、八五〇とする。	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。	の順序に従い、六〇、五〇とする。

一三三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一二五	合成繊維製造業	一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一二七	石けん・合成洗剤製造業	一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一二九	塗料製造業	一三〇	印刷インキ製造業	一三一	医薬品原薬・製剤製造業
一五		一五		一五		一五		一五		一五		一五		一五		一五	
一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇	
																	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ
																	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。

一四四	一四三	一四二	一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一三二	
製造業 天然樹脂製品・木材化学製品	写真感光材料製造業	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	
											一五	
											一〇	
												れ同欄の順序に従い、二五、二〇とする。



一五六	板ガラス製造業
一五七	板ガラス加工業
一五八	ガラス製加工素材製造業
一五九	ガラス容器製造業
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。 ）・同製品製造業
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（ 前項に掲げるものを除く。）
一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）
一六五	生コンクリート製造業
一六六	コンクリート製品製造業
一六七	セメント製品製造業（前二項





一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九
表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるもの	めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形鋼製造業	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一五	一五											
一〇	一〇											
ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄												

二〇一	二〇〇	一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三	一九二		
電気めつき業	非鉄金属製造業	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	鉄粉製造業	可鍛铸铁製造業	铸铁管製造業	銑鉄铸件製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	铸鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	のを除く。）	
三〇	二〇	一五								一五	
一〇	一〇	一〇								一〇	
窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。									の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。

	<p>二〇二 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）</p>	二〇	一〇	<p>〇、五〇とする。</p> <p>一 溶融めつき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇とする。</p> <p>二 アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇とする。</p>
	<p>二〇三 一般機械器具製造業</p>	二〇	一〇	
<p>二〇四 電子回路製造業</p>	<p>電子回路製造業</p>			
<p>二〇五 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業</p>	<p>電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業</p>	二〇	一〇	<p>一 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二〇とする。</p> <p>二 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、そ</p>

二二〇	空瓶卸売業	二〇九	下水道業	二〇八	ガス製造工場	二〇七	精密機械器具製造業	二〇六	輸送用機械器具製造業	
二五		二五		二〇		二〇		二〇		
一五		二〇		一〇		一〇		一〇		
			標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五、一五とする。			時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第三欄の1の値は、三〇とする。		自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二〇とする。		それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二〇とする。

二二一	共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。）								
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業								
二二三	飲食店						三〇		
二二四	宿泊業						二五		
二二五	リネンサプライ業						一五		
二二六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）								
二二八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）								
二二九	自動車整備業								
二二〇	病院						三〇		
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）						四〇		
							三〇		
							一五		
									第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一〇との

二二七	二二六	二二五	二二四	二二三	二二二	
死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	廃油処理業	ごみ処理業	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）	
二五	四〇		二五	六〇	六〇	
一五	二〇		一五	三〇	三〇	
				嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二〇とする。	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。	する。



<p>5 自動式車両洗淨施設を使用する工程に係るもの</p>	<p>6 指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿（二二一の項及び二二二の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>7 以上のいずれにも属さないもの</p>
	<p>六〇</p>	<p>一五</p>
	<p>三〇</p>	<p>一〇</p>